

2014年3月12日

学生の皆さんへ

関西大学

「到達度の確認」による成績評価について（お知らせ）

(I) シラバスの「成績評価の方法・基準」欄に記載のある「到達度の確認（筆記による学力確認）」とは、関西大学において実施している成績評価方法です。成績評価には「定期試験（筆記試験）」「論文（レポート）による試験」「平常試験（平常成績による評価）」、「到達度の確認（筆記による学力確認）」があります。

「到達度の確認（筆記による学力確認）」とは、各セメスター15週目の講義内で実施される「講義のまとめ」「筆記による学力確認」「講評」の3つの要素から構成された成績評価方法です。

(II) 「到達度の確認」ならびに定期試験の実施に関する時間割等の情報は、7月上旬及び12月中旬にインフォメーションシステム上に開示します。

(III) シラバスの「成績評価の方法・基準」欄に「到達度の確認（筆記による学力確認）」と記載されている場合でも、最終的な履修者数等の事情により、成績評価方法が変更される可能性がありますので注意をしてください。この場合には、インフォメーションシステムに情報が掲載されます。

(IV) 定期試験との違いについて

- 1) 「到達度の確認」は講義の一環としてより理解度を高めるために実施されるものです。具体的には、90分の講義時間内で、各セメスターにおける「講義のまとめ」が行われ、その後に60分を用いた理解度を確保するための「筆記による学力確認」が実施されます。この学力確認終了後に、「筆記による学力確認」での設問に関する「講評」が行われます。受講生は、原則として「講義のまとめ」「筆記による学力確認」「講評」のすべてを受講することが求められます。
- 2) 「到達度の確認」は講義ですので、定期試験のように「筆記による学力確認」開始30分経過後に退席することは許可されません。

(V) 定期試験と共通する事項

- 1) 「到達度の確認」実施時の不正行為は、定期試験と同じように処置されます。
- 2) 「到達度の確認」を受講する場合には、学生証が必要です。
- 3) 正当な理由により欠席したと教授会が判断した場合は、定期試験の追試験期間内に定期試験の追試験と同様に「筆記による学力確認」に相当する学力考査を受けることができます。  
なお、追試験期間内では、「講義のまとめ」及び「講評」は行いません。
- 4) 15週目の講義内に「到達度の確認」を実施する際、定期試験と同じように教室が変更となる場合があります。必ず、インフォメーションシステムを確認してください。

(VI) その他注意事項

- 1) 講義内で行われる担任者からの「到達度の確認」に関するアナウンスをよく聴くこと。
- 2) 噂などのあいまいな情報で行動しないこと。インフォメーションシステム、担任者、教務センター（千里山キャンパス）または総合情報学部オフィス（高槻キャンパス）で情報確認を行うこと。

以上